

議長	旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	まず、資料１，市長からの諮問書の写しをご覧ください。 諮問は、国民健康保険法第１１条第２項の規定に基づき、市長が運営協議会に意見を求めようとするものです。 今回の諮問事項は、旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定についてのみです。 現在、北海道では令和１２年度に保険料率の統一を目指しています。料率が統一されたら賦課限度額も統一されますが、それまでは、それぞれの市町村ごとに賦課限度額を決定し、条例で定めることになります。 本日は、後ほど令和７年度の保険料について説明しますが、来年度の保険料がどのようになるかも踏まえて、限度額の改定について、本運営協議会の考え方・御意見を答申書として取りまとめたいただきたいと考えています。 また、答申に向けた協議過程において、諮問事項に対する意見はありませんが、国民健康保険の運営上、関連して意見があるときは、「附帯意見」として提出することもできますので申し添えます。 以上が、資料１の説明です。 なお、答申時期は令和６年１月下旬を想定しています。 次に、資料２の諮問事項及び答申案について説明します。 資料２の１ページを御覧ください。 これは、諮問事項に対する答申の方向性を整理したものです。 右側に答申の方向性として、「「据え置き」①１０６万円」、「「引き上げ」②１０９万円（政令基準）」と記載していますが、限度額を現行の１０６万円のまま据え置くか、国の基準に合わせて１０９万円に引き上げるか、この２つのパターンが考えられます。 次に、資料２の２ページを御覧ください。 これは、賦課限度額を据え置いた場合と引き上げた場合の保険料を比較した資料です。 表中に資料や文章が入っており、若干見にくいところがありますが、これに基づいて説明いたします。 左側が限度額を据え置いた場合、右側が限度額を引き上げた場合で、一番右側に「差額」と記載がありますが、これは、限度額を引き上げた場合と据え置いた場合の差額を記載しています。

賦課限度額を引き上げますと、所得が高い限度額超過世帯の保険料は上がりますが、その所得階層の世帯が保険料を多く支払う分、中間所得層の負担軽減が図られます。

右下の図がこれらのイメージをしたものです。

差額の欄を見ていただきますと、賦課限度額を上げることで、所得53万円から650万円までの所得階層で、年間の保険料が30円から1,820円下がることになります。

ただし、所得700万円以上の階層では徐々に保険料が上がり、所得950万円で賦課限度額に到達し、保険料が3万円上がることになります。

また、左側に四角で囲っている部分、他市の状況を申し上げますと、令和6年度では、道内の苫小牧市や江別市など7市、全国の中核市では、宇都宮市や川口市など14市で国の基準額を下回っていますが、多くの市では国の基準額に合わせている状況です。

次に、会議資料2の3ページを御覧ください。

限度額を据え置いた場合と引き上げた場合、それぞれの答申案を示したものです。

令和11年度までは①または②のどちらも選ぶことはできますが、北海道が制定した運営方針では、「賦課限度額は法定額に統一することが必要」と記載されています。

統一保険料率となる令和12年度には法定の限度額になることを踏まえると、一度引き上げを見送ると統一時に大きく限度額を引き上げなければならなくなることから、その影響を考えると、本市としては国の基準に合わせて109万円に改定したいと考えています。

次に、資料3の令和7年度旭川市国民健康保険料について説明します。1ページを御覧ください。

これは、都道府県単位化前の平成29年度から令和12年度の保険料率の統一までの課題等をまとめたものです。

現状は左側の中段より下、都道府県単位化後と記載のある欄がありますが、本市は令和5年度で激変緩和措置が終了し、目標となる標準保険料率に近い保険料率となっています。

今後は、国の制度改正に合わせ適切に対応していくことでスムーズに移行できるものと考えています。

次に、2ページを御覧ください。

右側は、令和7年度納付金の仮算定結果です。

全道、本市ともに、納付金は被保険者数の減に伴い、総額としては減少しています。ただし、1人当たりの医療費が伸びている影響で、1人当たりの納付金も増となっています。

また、医療分の欄を見ますと、全道で必要な保険給付費3,644億円に対し、その財源として前期高齢者交付金が1,667億円と最も多く、その他、国や道からの負担金等があり、国保加入者の保険料で納める納付金は、全体の4分の1に当たる936億円となっています。

次に、3ページを御覧ください。

これは、本市国民健康保険事業の準備基金残高の推移です。

残高は、令和6年度末で5億6千万円程度の見込みです。

北海道から、保険料率が統一される令和12年度以降について、各市町村において、納付金の5%程度を基金残高として保有しておくよう目安が示され、約80億円を納付する本市としては、4億円程度を保有しておく必要があります。

これまでも、基金を活用して保険料の急激な上昇を抑えてきましたが、具体的に4億円を残す必要があるため、今後はそう多くの額を投入できないと考えています。

先ほど令和6年度末で5億6千万円程度の残高見込みがあるとお伝えしましたが、4億円を残すとすると、残りは約1億6千万円です。

さらに、国への償還金や多く納め過ぎた方に返す還付金等の財源としても基金を使っていますので、それらを差し引きますと、保険料の急激な上昇に備える額としては、最大1億円程度と考えています。令和7年度については、保険料が上昇する見込みですので、繰り入れを最大1億円と想定しています。

次に、4ページを御覧ください。

納付金の仮算定結果から算出した、令和7年度の本市の保険料率です。

右下にある保険料率（予算）（仮）となっている欄が、現時点で算出した令和7年度の保険料率です。

医療分・支援金分・介護分の合計で、所得割で0.29%増、均等割で1,540円増、平等割で1,480円増となり、令和6年度よりも保険料率は上がる見込みです。

毎年のことですが、これは令和7年度の予算上の保険料率です。実際の保険料率は6月に告示しますが、加入者の所得申告の状況により決定することになりますので、さらに若干の変動はあります。

次に、５ページを御覧ください。

４ページで示した保険料率、均等割・平等割の数字で、実際にどのようなになるかを示したのが５ページ目の表です。

左側が令和６年度の保険料、右側が令和７年度の保険料です。

賦課限度額を法定基準の１０９万円とし、４０歳夫婦と１８歳未満の子どもが１人の３人世帯、夫のみ給与所得のモデルケースで保険料を試算しています。

国が保険料の軽減判定基準を７年度から引き上げ、従来のモデル所得としていた２１０万円が新たに２割軽減に該当するため、その下の所得２３０万円の世帯をモデルケースとして説明します。

令和６年度の保険料が４００，８４０円で、令和７年度は１０，７４０円増の４１１，５８０円となります。

以降、６ページは給与所得で４０歳夫婦２人世帯、７ページは給与所得で４０歳単身世帯、８ページは年金所得で７０歳夫婦２人世帯、９ページは年金所得で７０歳単身世帯の保険料を試算したものです。基本的にどの世帯も保険料が上がります。

最後に、１０ページを御覧ください。

今後のスケジュールを示しています。

１月１５日に北海道から本算定結果が示されました。

お手元の資料は、昨年１１月中旬に示された仮算定結果を元に作成しています。現在本算定結果の内容を精査している最中で、本日の資料には反映が間に合わなかったため、仮算定結果を基に説明しました。現在、来年度予算に向けて内容を精査中ですが、例年、仮算定時より本算定時には、保険料が下がる傾向にあり、今回も同様に保険料は若干下がる見込みですが、下がり幅はそれほど大きくはないかと思います。

今後のスケジュールについては、この後、皆様から賦課限度額の改定に対する答申を１月下旬に行い、答申結果を踏まえて、来月、開会される第１回定例会に条例改正案を提案予定です。

また、令和７年度の保険料については、例年どおり６月初旬に告示を行い、６月中旬に被保険者の皆様へ納入通知書を発送するという流れになります。

本日は、来年度の保険料の見通しも踏まえながら、諮問事項である賦課限度額の改定について、答申案を決定していただきたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長	ただいま、事務局から諮問事項について説明がありました。 この件について、委員の皆様から御意見・御質問はありますか。
委員 1	資料 2 の 2 ページ、賦課限度額を上げることによって、今回保険料が上がるのが所得 7 0 0 万円以上ということで、下の 4 段の方々が該当すると思いますが、この方々のおおよその人数と、国保加入者 6 万人弱だと思いますが、何%くらいの方が上がりますか。
事務局	今回の改定で保険料が増えるのは 7 0 0 万円以上の層になりますが、所得階層ごとの人数は押さえてはいません。 ただし、実際に 3 万円上がる 9 5 0 万円以上の人数については、3 0 0 人前後と記憶しています。これは 6 年度をベースにした人数ですので、7 年度は 5 月中旬以降にならないと正確な人数等は確認できませんので、御了承いただきたいと思います。
議長	他にいかがですか。
委員 1	北海道の賦課割合が 5 0 : 3 0 : 2 0 で旭川が 4 1 : 3 5 : 2 4 ですが、これは保険料率が統一されたら北海道と同じ水準になるかと思いますが、今後、旭川の賦課割合をどうやって変更していくのでしょうか。
事務局	本市は北海道の中でも所得が低いので、北海道と同じ 5 0 : 3 0 : 2 0 という賦課割合ですと、市全体の保険料がかなり少なくなります。そのため、賦課総額全体の 4 1 % を所得割とすることで、北海道が想定する保険料になるという計算になっていますので、統一保険料になった後も、賦課割合はおおよそ 4 1 : 3 5 : 2 4 のまま続いていくものと考えています。
委員 1	ということは、今後、もし市全体の所得が上がったら、自動的に賦課割合も変わっていくということですか。
事務局	自動的に変わっていきます。
議長	その他、御意見・御質問等ございましたでしょうか。
委員 2	資料 3 の 8 や 3 の 9 の年金所得の方の所得金額が、一番多いところだと 6 9 0 万円になっていますが、年金所得でこんなにもらう方

	がいらっしゃるのでしょうか。
事務局	実際、年金収入だけですと900万円などの所得階層の方はいないと思いますが、年金と合わせて、例えば、不動産を持っていることなども考えられますので、この表は年金をベースとして、その他の所得もある場合も含めて載せております。年金収入だけではないということを御理解いただければと思います。
議長	その他いかがでしょうか。
委員3	年金が多く支給されている方ですと払えるかもしれないですが、年金額が非常に少なくて保険料を払えないという市民が、ひよっとするといえるのかなと思いますが、そういう方に対しては、市はどういう対応をされているのか伺います。
事務局	国保の場合は、仕事を退職されて加入する方が多いですから、年金生活の方が大変多い状況にあります。 年金の額にもよりますが、この表にある軽減に該当する世帯も非常に多いです。また、保険料がどうしても納められないという方も中にはいると思いますが、それを理由として保険料が免除になったり、ここに記載されている以外の軽減措置が適用されるわけではありません。 お手元に届いた納付書での納付が難しい場合は、納付を担当している納税推進課の担当者と相談をしていただき、場合によっては分納により納付回数を増やしていくというような措置を講じながら、保険料を納めていただくことを行っています。
委員3	内容はわかりましたが、ぜひ弱者に優しい市の対応というのを心掛けていただきたいということと、生活がとても苦しい方もたくさんおりますから、単に会社を退職して年金をもらっている方ばかりではないと思いますので、分納にしても、今ある規定でこれしかできないからというばかりではなく、保険料を払いやすい仕組みや個々の対応を柔軟に考えていただきたいです。
議長	その他、御意見・御質問等いかがでしょうか。
委員4	資料3の2の下表ですが、賦課限度額を106万円から109万円に引き上げても、結果的に道への納付金額が82.3億円から80億円に下がるという理解でよろしいですか。

事務局	賦課限度額を引き上げても、道への納付金の総額は変わりません。所得の階層によって保険料額が変わるということで、所得の高い層の方には、今回限度額を引き上げることで、これまでの１０６万円よりも３万円多く納めていただくことになります。 しかし、他の階層の方にも今までと同じように保険料を納めていただきますと、保険料が多く入り過ぎてしまいますので、その分、保険料率を下げて、納付金総額は変わらないようにしてあります。
委員 ４	一番下の数字ですが、納付金額８２．３億円が６年度の分、７年度の納付金は８０億円、一人当たりは２．７１％の増だが総額は下がるということですね。
事務局	そうです。総額は下がります。 国保加入者数は全道的に年々減少傾向にありますが、加入者の医療費はそれなりにかかります。 医療費総額も下がってはいますが、１人当たりの医療費は年々伸びています。 それと同じく納付金額も８２．３億円から８０億円に下がってはいますが、１人当たりに換算しますと納付金額は増えており、それが２．７１％の増ということになります。
委員 ４	医療費が年々伸びていますが、納付金は何とかカバーできるという理解でよろしいですか。また、もし足りないことがあったら、準備基金を使うということですか。
事務局	医療費は、市町村ごとではなく、北海道全体で見ているので基本的には対応できています。 例えば、パンデミックがあり、医療費が想定外に多くなった時には、国からの措置や北海道の基金を活用して対応することになると思いますが、道の基金を使いますと、翌々年度、各市町村から補填することになるため、納付金総額は上がることになります。 加入者数は減少傾向にありますので、納付金総額が増えると１人当たりの納付金も増えていくことになります。
議長	その他、御意見・御質問等ありますでしょうか。
各委員	ありません。

議長	それでは、意見・質問等が概ね出尽くしたようですので、本件は諮問事項ですから、協議会として答申を出さなければなりません。 諮問事項の、賦課限度額の改正についてお諮りします。 事前に配付された資料２の３ページに答申案が示されておりますが、これらの案の中から選択することによろしいかと考えます。 市の考え方は、説明にもありましたように、国の法定限度額にあわせて改正していくとのことです。 所得の厳しい層への配慮が必要な状況ではありますが、多くの中間所得階層の世帯の負担軽減を図る観点から、答申案②のとおり、賦課限度額を改定する旨を答申することによろしいですか。
各委員	異議なし。
議長	ありがとうございます。 それでは、案②の内容で答申したいと思います。 答申はできるだけ早い時期に行いたいと考えていますので、答申書の文面等に関しては、お任せいただいてよろしいですか。
各委員	異議なし。
議長	答申書については、後日皆さんに写しを事務局から送付いたします。最後に、本日の協議事項は以上となりますが、委員の皆さんから、何か御意見・御質問等はありませんか。
各委員	ありません。
議長	事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
議長	それでは、以上で本日の国民健康保険運営協議会の議事を終了します